

## 第 1 回飯能市地域公共交通対策協議会 議事録の概要（経過）・決定事項

(1) 本協議会の第 1 回目の開催にあたり、事務局長から開会が宣せられたのち、以下の通り手続き等をした。

- ①市長挨拶：大久保市長から開会に際し、挨拶をした。
- ②会長挨拶：続いて、会長（上副市長）から開会に際し、挨拶をした。
- ③飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱の説明：事務局から本協議会の開催要綱（一部改正）について説明した。
- ④自己紹介：出席委員、事務局各自による自己紹介等をした。

(2) 協議会設置の目的と今後の進め方について

事務局から協議会設置の目的と今後の進め方について、以下の資料に基づき説明した。

- ①飯能市地域公共交通対策協議会（法定協議会）設置の目的について（資料 3）
- ②市における地域公共交通を検討する体制（資料 4）
- ③飯能市地域公共交通対策協議会等開催スケジュール（案）（資料 5）
- ④地域公共交通網形成計画等について（資料 7）

内容的には基本的に了承されたが、各委員から以下のとおりご質問・ご意見等があった。

・市における地域公共交通を検討する体制（資料 4）の段階 4 の実施に向けての手続き等については、この表記だとすぐに実施に向けて動くことが可能と捉えられてしまうのではないのか。

→実施するための実証実験、本格的な実施をする前の検証、実施に向けての協議など、加筆することを検討する。

・分科会については、実務的な人が集まって行う会議という解釈でよいのか。

→分科会については必要に応じて開催し、実務的な詰めを行う。以前から引き続き学識経験者及びバス事業者で構成する分科会、また協議が進むなかで内容を掘り下げる必要がある場合は、その他の分科会も開催する予定である。その他の分科会として、停留所、駅までの 1 マイルの移動手段の検討も進めることとする。

(3) 飯能市の地域公共交通の現状と課題について

事務局から飯能市の地域公共交通について（資料 6）説明した。各委員から以下のとおりご質問・ご意見等があった。

・移送サービスの参加者負担金及び謝礼の額については、ガソリン代相当の実費の負担であれば白タク行為に当たらないが、定額かつ謝礼だと、白タク行為と同類になってしまうのではないかという疑義があるが、表記の仕方だと思うが。

→次回までに考え方を整理し、提示する。

・実費であれば定額ではない。1 km でも 5 km でも 100 円ならば実費ではない。実費という

のは実際に要した費用であるが。

→ガソリン代として100円だが、それ以上のガソリン代がかかっており、実費ということで100円をいただいている。謝礼については、市で1時間当たりということで支払っている。

- ・利用者から料金をもって運行する行為は基本的に道路運送法で禁止されているが、特別に認められるケースは道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送に当てはめなければいけない。

- ・ボランティアとして人を運ぶ、運ばないにかかわらず、1時間当たり500円謝礼を与えるというのであれば輸送行為に関しては有償ではない。しっかりと確認しておくことが望ましい。

- ・市も社協も運輸局等に相談し、各地域で実践しているので、表記の仕方の問題は改め、誤解を招かないようにする必要はある。

- ・スクールバスの混乗利用については路線バスであれば問題ないが、その他だと条件が付されたりするので、路線バス化する方法もひとつの方策である。

- ・社会資源の活用について、白ナンバーの企業、学校等のバスやワゴンは契約と違う他の人が乗車し、運賃を取ることは法律で認められていないため、活用するのは基本的に不可能だと思うが。

→次回までに調整し、表記の仕方を修正して提出する。

- ・法定協議会となり地域公共交通網形成計画策定に向けて今後、協議を始めていくが、地域の方に利用促進とバスを守っていただくという気概を植え付けていただく運動を引き続きお願いしたい。

- ・様々な課題が掲載されているが、今一番の課題となっているのは高齢者の運転免許証自主返納であるので、課題のなかに入れていただきたい。